

令和 8 年 7 月 16 日

発注予定一覧（見積依頼）

教育環境整備室
担当：坪田
TEL：075-256-0090

1 概要

京都御池中学校・複合施設の消防設備点検業務を依頼したく、期日までに見積書をご提出いただきますようお願いいたします。

2 見積書提出期限

郵送、持参、または電子メールのいずれかの方法で、令和 8 年 7 月 30 日（木）11 時までにご提出ください。

送付・持参先：604 - 0955 京都市中京区柳馬場通御池上る虎石町 4 5 - 3 他
京都御池中学校・複合施設内 中央監視室 坪田
メールアドレス：xj486-tsubota@edu.city.kyoto.jp

3 発注内容等

消防設備点検業務一式（別添仕様書参照）

4 見学会、説明会の開催

令和 8 年 7 月 23 日（木）13 時から簡単な見学会と説明会を開催します。
※他、建築設備点検業務の発注に関する見学会、説明会を兼ねる形とします。

5 納入場所

上記送付先と同じ

6 委託業務期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 9 年 3 月 11 日（木）まで（納期は調整可能）

【留意事項】

- （1）京都市競争入札参加有資格者に限ります。
- （2）見積書の宛先は『京都市長』としてください。
- （3）見積金額には消費税及び地方消費税相当額を除く金額（税抜き）を記載してください。
- （4）押印なしの見積書も受け付けます。その場合、担当者氏名及び連絡先を明記してください。
- （5）同額での見積書が提出された場合、先に受け付けた事業者様を優先します。
- （6）契約決定事業者様にのみ、令和 8 年 7 月 30 日（木）12 時までに電話でご連絡します。

京都市立京都御池中学校・複合施設 消防設備等点検業務委託仕様書

1 委託業務名

京都市立京都御池中学校・複合施設 消防設備等点検業務委託

2 委託期間

令和8年8月3日から令和9年3月11日まで

3 委託業務

消防法17条の3の3 及び、消防法第8条の2の2による各点検及び消防署への報告

4 点検対象施設

京都市立京都御池中学校・複合施設

京都御池中学校、京都老人サービスセンター、おいけあした保育園、賑わい施設(3施設)、柳池学区自治連合会(別棟)、柳池消防分団(別棟)、共通施設他

5 点検対象物

1) 消防設備等(特殊消防用設備等)点検

- (1) 消火器
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) スプリンクラー設備
- (4) 泡消火設備
- (5) 粉末消火設備
- (6) 自動火災報知設備
- (7) ガス漏れ火災警報設備
- (8) 消防機関へ通報する火災報知設備
- (9) 非常警報器具及び設備
- (10) 誘導灯及び誘導標識
- (11) 排煙設備
- (12) 連結送水管
- (13) 非常用コンセント設備
- (14) 非常電源(自家発・蓄電池)

2) 防火対象物点検

【名 称】京都御池中学校・複合施設

【用 途】複合用途 消防法施行令別第1:(16)項イ

【構造・規模】耐火構造 地上7階地下1階 【延べ面積】20,265.99m²

6 受注者の条件

受注者は、当該消防設備等の点検に必要な消防設備士又は消防設備点検資格を有する自社社員に、業務を行わせること

また、防火対象物点検も同様に防火対象物点検資格を有する自社社員に業務を行わせること。

7 業務内容及び回数

消防法施行規則等の基準に従い、消防用設備等の構造、機能等に応じた外観点検及び機能点検を行うこととし、第1回目は機器点検を行い第2回目は機器点検及び総合点検を実施すること。また1回目と2回目の間隔を最低4箇月程度空けること。

なお、点検後は「9 点検結果報告書の提出」に基づき報告書を提出すること。

8 点検の基準等

次の告示等をはじめとする関係規定に基づき、点検を実施し、報告書を作成すること。

- (1) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和 50 年消防庁告示第 14 号)
- (2) 消防用設備等の点検要領の全部改正について(平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号)
- (3) 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号)
- (4) 避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について(平成 28 年 3 月 31 日付け消防予第 99 号)
- (5) 防火対象物点検については、京都市消防局の様式にて行う。

9 業務の着手

- (1) 受注者は、契約締結後ただちに発注者へ連絡し、打合せを開始すること。
- (2) 上記(1)の打合せ後、各学校等と日程調整のうえ、点検着手の 1 週間前までに以下の書類を教育環境整備室に提出すること。
 - ① 点検実施日程表
 - ② 点検作業者名簿名簿には、自社社員であることを証する書類(社員証等)及び点検有資格者であることを証する書類を添付すること。

10 点検結果報告書の提出

点検結果報告書は以下のとおり提出すること。また、点検結果については、各施設管理者(管理職職員等)へ必ず申し伝え、是正に関する助言が求められた場合、適切な提案又は助言を行い要是正項目と是正を推奨する項目を分けて、修繕のための参考情報(箇所・内容・見積等)を必要に応じて書面で提出すること。

(1) 提出期日

- ① 第1回目 令和 8 年 10 月 8 日(木)
- ② 第2回目 令和 9 年 3 月 11 日(木)
- ③ 提出先及び提出方法等

提出先	部 数	提出方法	備 考
所轄消防署	1部	持参	
	届出者の記名があるもの		
点検実施施設	1部	持参又は郵送	
発注者 (教育環境整備室)	1部	持参	複合施設各施設、 中央監視室への 提出を可とする。
	届出者の記名があり、 かつ消防署の届出印 があるもの		

④ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表の様式について

点検結果報告書のうち、「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表」については、エクセルデータで作成すること

11 支払い

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、発注者の指定する場所に成果品を納入するとともに完了検査を受けること。
- (2) 受注者は、前項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとし、当該検査に不合格となったときは、速やかに当該成果品を補修又は再製し、改めて検査を受けること。
- (3) 受注者は、前項の検査に合格したときは、発注者の定める手続き及び書式に従って、速やかに契約金額の支払いを請求すること。

12 その他

- (1) 本業務は、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令等を遵守すること。
- (2) 点検作業実施に際しては、作業者の所属会社名、氏名を明らかにし、社員証、資格証等点検有資格者であることを示した上で施設管理者の許可を受けるとともに、運営に支障が生じないよう十分配慮のうえ、施設管理者の立会いのもと誠実に行うこと。
- (3) 点検実施の日程調整は、十分に協議・確認のうえ行うこと。
- (4) 建物及び付属物を滅失又は破損することのないよう、細心の注意をもって点検保守作業にあたること。万一、事故が生じた場合は受託人の責任において賠償すること。
- (5) 点検保守作業終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態を再度確認することにより、必ず元の状態に復元しておくこと。
- (6) その他詳細については、発注者の指示によること。

13 連絡先

- (1) 点検の日程調整、現地での確認、本仕様書に関する質問等
京都市中京区柳馬場通御池上る虎石町45-3他
京都御池中学校・複合施設内 中央監視室 坪田
電話 075-256-0090
メールアドレス:xj486-tsubota@edu.city.kyoto.jp
- (2) 契約、支払事務等に関すること
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市教育委員会教育環境整備室 菅野
電話 075-222-3796
メールアドレス:k-sugano@edu.city.kyoto.jp

京都御池創生館 消防設備

消火設備		屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	泡消火設備	粉末消火設備	自動火災報知設備					ガス漏れ火災警報設備	消防機関へ通報する火災報知設備	誘導灯及び誘導標識			排煙設備	連結送水管	非常コンセント設備	非常電源		
粉末10型	粉末50型	易操作性 1号消火栓 他				感知器				発信機				避難口	通路	避難標識	手動式 起動装置			ディーゼル 発電機	
						差動式	定温式	熱アナログ式 スポット型	煙式												
						スポット型	スポット型		スポット型												スポット型
									光電式												光電アナログ式
86	1	41	あり	あり	3	300	27	6	92	87	40	14	1	67	28	19	8	4	2	1	

記入例

消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果総括表

(その1)

名称	京都市立〇〇学校	防火管理者	● ● ● ●
所在地	〇〇区…通…上る…町…番	点検実施 責任者	(会社名) 株式会社□□□□ (氏 名)
点検種別	機器点検 ・ 総合点検 ・ (設備等設置維持計画による点検)	点検年月日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

設備名		点検結果			措置内容	立会者
		判定	場所	不良内容		
1	消火器具	不良	南校舎1階、北校舎1階会議室	消火器使用済み×2本		● ● ● ●
2	屋内消火栓設備	不良	南校舎1階、2階、3階、4階	消火栓箱アクリルカバー破損×8枚		● ● ● ●
3	屋内消火栓設備	不良	南校舎1階西、2階西、3階東、4階東	消火栓箱矢印鍵破損×4個		● ● ● ●
4	自動火災報知設備	不良	用務員室	受信機 予備電池容量不足		● ● ● ●
5	自動火災報知設備	不良	本館1階	発信機表示灯球なし×1個		● ● ● ●
6	漏電火災警報器	不良	本館2階、南校舎2階東、4階西、東	発信機表示灯球切れ×4個		● ● ● ●
7	自動火災報知設備	不良	南校舎2階東	ベル不鳴動×1個		● ● ● ●
8	非常警報器具及び設備	良				● ● ● ●
9	避難器具	不良	南校舎3階倉庫2	避難器具前に障害物あり		● ● ● ●
10	誘導灯及び誘導標識	良				● ● ● ●
11	非常電源(非常電源専用受電設備)	良				● ● ● ●
12						
13						
14						
15						

(備考)

1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 判定欄は、正常の場合は「良」に、不良の場合は「不良」に○を付し、不良内容欄にその内容を記入すること。

3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。